

## (別紙 2) 自己チェック資料

令和 2 年 5 月 20 日  
経済産業省調査統計グループ企業統計室

## 民間競争入札実施事業

「情報通信業基本調査（経済産業省実施分）実施業務」の自己チェック資料

## ① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

- 経済産業省では、「情報通信業基本調査（経済産業省実施分）実施業務」（以下、「本事業」という。）の競争性を確保するべく、以下のとおり取組を実施した。なお、「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」については、本事業の実施要項を定める際に、官民競争入札等監理委員会事務局と十分な打合せを行い、重点項目を含め該当するものは全て対応するよう整備している。その上で、今回新たに取組んだ事項は以下のとおり。
- (1) 入札監理小委員会での意見を踏まえて、実施要項上において、調査票の審査ツール作成における最低限の審査条件を明示して、審査ツールの作成要件を明確にした。
  - (2) 一者応札の継続性に鑑み、参入障壁の緩和を図るため、これまでの単年契約から 3 年間の複数年契約へ変更して入札をおこなった。
  - (3) 本事業の P R のため、公的統計調査業務を請け負っている民間事業者により設立された「一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会（JMRA）」の H P 上へ、本事業の入札公告案内を掲載し、会員（入札参加資格事業者）へ広く周知を行った。
  - (4) これまでの実施に要した経費、人員及び設備等を実施要項上に記載し、応札可能性のある事業者が本事業の規模及び内容等を的確に把握できるようにするとともに、入札説明会で提示していた審査要領等の資料について、入札説明会後においても要望があれば閲覧可能とするなど、積極的に情報開示を進めた。

## ② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

### ○ 実施状況の更なる改善が見込めない点（一者応札）

本事業については、事業開始から10回の事業（平成22年～令和元年調査）を民間事業者により実施してきた中で、競争性及び質の向上の観点から最大限の改善（入札参加資格のランク引下げ）、仕様書の明確化、過去の実績資料の情報提供、入札説明会参加者への応札の呼びかけ、関係団体HPへの入札広告掲載、複数年契約への変更等）を図りつつ、質の担保（目標回収率）を確保してきたところであり、これ以上の改善策がないと判断しているところ。また、本調査は、第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画において、企業を対象とする他調査との役割分担、重複是正を求められており、その対応として、令和4年調査から経済産業省企業活動基本調査に包摂し、本調査としては令和3年調査をもって中止とする形で関係省庁と調整している。それらを考慮すると企画面、システム構築等の費用面からも新規参入事業者が応札する可能性が極めて低いと考えられる。

なお、これまで参入障壁の要因（契約金額の実績から勘案すると単年契約ではシステム開発初期投資の回収が見込めない状況下にあると思われる。）として唯一考えられていた単年契約を複数年契約へ変更して、今回、「市場化テスト」の下、3年間の複数年契約による事業として実施したものである。その結果、現状においても、一者応札が継続していることを考慮すると、本事業への新規参入事業者は望めないものとする。

このことから、当該事業を市場化テストの下で、競争性を確保しつつ、更なる経費削減を実現することは極めて困難な状況である